

資料 2

平成 11 年 6 月末の豪雨災害の復旧対策に関する緊急要望

平成 11 年 6 月末の集中豪雨は、西日本を中心に全国各地において、多くの尊い人命を奪うとともに、河川、道路等の公共土木施設、農地・林地及び農林業用施設などに甚大なる被害をもたらし、住民生活や地域経済に深刻な影響を与えている。

このため、関係地方公共団体においては、直ちに応急措置を講じるとともに、復旧対策に全力を傾注しているところであるが、災害復旧に万全を期するためには、国・地方が一体となって迅速かつ積極的に取り組む必要がある。

よって、国においては、下記事項について適切に対処されるよう強く要望する。

記

1 激甚災害の早期確定等

今回の災害に係る激甚災害の適用を速やかに確定し、必要な財政措置等を講じること。

なお、激甚災害についての指定基準の緩和、特に、公共土木施設災害復旧事業等に関する激甚災害指定基準等について、その見直しを図ること。

2 災害復旧事業の早期実施等

被災地の早期復旧を図るため、災害復旧事業に係る緊急査定を実施するとともに、再度災害を防止するための災害関連事業、特に、急傾斜地崩壊対策などの災害関連緊急事業を積極的に推進すること。

3 災害関連融資制度の拡充等

中小企業者を始めとする被災者の経済的自立を促進するため、災害関連融資枠を拡大するとともに、制度の弾力的な運用を図ること。

4 地方負担の増嵩に対する財政措置

普通交付税の繰上げ交付を行うとともに、災害復旧等に係る地方負担の増嵩に対して、所要の財政措置を講じること。

平成 11 年 7 月 15 日

全 国 知 事 会